

「保護預り約款」新旧対照表

平成26年11月15日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2条（保護預り証券）</p> <p>1. 当社は、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2. 当社は、前項による他、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところにより、お預りします。</p> <p>3. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。</p> <p>第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）</p> <p>当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) <u>保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。</u></p> <p>(2) <u>金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混載して保管します。</u></p> <p>(3) <u>保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混載して保管することができます。</u></p> <p>(4) <u>前号による保管は、大券をもって行うことがあります。</u></p>	<p>第2条（保護預り証券）</p> <p>1. 当社は、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2. 当社は、前項による他、お預りした証券が<u>機構の行う振替決済以外の振替決済にかかるもの</u>であるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところにより、お預りします。</p> <p>3. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。</p> <p>第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）</p> <p>当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1) <u>機構が行う証券保管振替制度（以下、「保振制度」といいます。）の振替決済、機構が行う保振制度以外の振替決済及び前条第2項に規定する振替決済にかかる保護預り証券以外の証券については、当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管等は、株式会社だいこう証券ビジネス等の第三者に委託することができます。</u></p> <p>(2) <u>機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振</u></p>

新	旧
(削除)	<p><u>替決済にかかる保護預り証券については、特にお申し出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下、第25条を除き「株券等」といいます。）を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</u></p> <p><u>(3)金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。</u></p> <p><u>(4)保護預り証券のうち第2号から第3号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申し出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することができます。</u></p> <p><u>(5)第2号及び第4号による保管は、大券をもって行うことがあります。また、第2号による保管株券等については、機構が発行者に対し法律に定める不所持の申し出をすることがあります。</u></p> <p><u>(6)受益証券発行信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号に規定するものをいいます。以下同じ。）については、機構からの委託に基づき、当該受益証券の受託者で混蔵して保管します。</u></p> <p><u>第4条（株券等の保管に関する経過的取扱い）</u></p> <p><u>当社は、前条第2号の規定による保管が行われることとなる株券等であっても、その保管を同号の規定にかかわらず、次のように取り扱うことあります。</u></p> <p><u>(1)当社が保振法に定める参加者（以下、「参加者」といいます。）となるまでの間、前条第1号に規定する方法により保管すること。</u></p> <p><u>(2)単元未満株券等については、当分の間、当社で保管することがあること。</u></p>

新	旧
<p>第4条～第5条</p> <p>第6条（当社への届出事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社顧客カード上の住所、氏名等、法人の場合における代表者の氏名等をもって、住所、氏名等とします。 お客様が、法律により株券、<u>協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券</u>（以下第23条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。 <p>2.</p> <p>第7条（保護預り証券の口座処理）</p> <ol style="list-style-type: none"> 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。 	<p>第5条～第6条</p> <p>第7条（当社への届出事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社顧客カード上の住所、氏名等をもって、住所、氏名等とします。 お客様が、法律により株券等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。 <p>第8条（保護預り証券の口座処理）</p> <ol style="list-style-type: none"> 保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。 機構が行う保振制度の振替決済にかかる証券、機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる証券又は金融商品取引所もしくは決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

新	旧
<p>第8条（担保にかかる処理） お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。 (削除)</p>	<p>第9条（質権にかかる処理） お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。</p> <p>第10条（実質株主等の通知等にかかる処理）</p> <p><u>保振制度により株券等をお預りした場合には、発行者に対するお客様の権利は、保振法及び機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。</u></p> <p>(1) <u>当社は権利確定日までに、お客様のお申し出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。</u></p> <p>(2) <u>当社は、権利確定日における実質株主等の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。</u></p> <p>(3) <u>発行者は、実質株主等の通知に基づき実質株主名簿等を作成します。実質株主名簿等の記載は、株主名簿、優先出資者名簿及び投資主名簿の記載と同一の効力を有します。</u></p> <p>(4) <u>第1号により届け出た住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申し出をいただき、当社はこれを発行者に通知いたします。</u></p> <p>(5) <u>当社は、お客様から特にお申し出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様のお申し出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を経由して発行者に通知することができます。</u></p> <p>(6) <u>お客様が機構への預託株券等を当社から他の参加者へ又は他の参</u></p>

新	旧
(削除)	<p><u>加者から当社へ預け替えをした場合は、発行者に対する株主等としての継続性は失われる恐れがあります。</u></p> <p><u>第10条の2（受益者登録の請求等にかかる処理）</u></p> <p><u>受益証券発行信託の受益証券をお預りした場合には、受益証券の発行者（受益証券発行信託の受益証券の受益権原簿管理人を含む。以下本条において同じ。）に対するお客様の権利は、信託契約及び機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。</u></p> <p>(1) <u>当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等までに、お客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を書面により受益証券の受託者に提出します。</u></p> <p>(2) <u>当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等における受益者の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを受益者として受益証券の受託者に通知します。</u></p> <p>(3) <u>第1号のお申出による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の受託者に提出します。</u></p> <p>(4) <u>当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託受益証券にかかるお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を経由して受益証券の受託者に通知することができます。</u></p> <p>(5) <u>お客様が機構への預託受益証券を当社から他の口座管理機関へ又は他の口座管理機関から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受</u></p>

新	旧
<p>第9条（お客様への連絡事項）</p> <p>1.当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>(1)名義書換又は提供を要する場合には、その期日</p> <p>(2)混載保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>(3)最終償還期限</p> <p>(4)残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>2.残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には毎月）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより3ヶ月に1回以上、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の管理部署に直接ご連絡ください。</p> <p>3.当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、</p>	<p><u>託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。</u></p> <p>第11条（お客様への連絡事項）</p> <p>1.当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>(1)名義書換又は提供を要する場合<u>（第10条第2号による通知が行われることとなる場合を除く。）</u>には、その期日</p> <p>(2)混載保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>(3)最終償還期限</p> <p>(4)残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>2.残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には毎月）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより3ヶ月に1回以上、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の管理部署に直接ご連絡ください。</p> <p><u>注：デリバティブ取引とは、日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イ又はロに該当する取引をいう。</u></p> <p>3.当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第</p>

新	旧
<p>当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>4.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>34条の4第4項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>4.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>
<p><u>第10条（名義書換等の手続きの代行等）</u></p> <p>1.当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。</p> <p><u>2.前項の場合は、所定の手続料をいただきます。</u></p>	<p><u>第12条（名義書換等の手続きの代行等）</u></p> <p>1.当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。<u>この場合、預託転換社債型新株予約権付社債券について、機構を通じて新株予約権の行使をするときは、機構が発行者に対し転換社債型新株予約権付社債券及び新株予約権行使請求に要する書類（転換社債券については「転換請求書」と読み替えます。）を提出した日に、新株予約権行使（転換社債券については「転換請求」と読み替えます。以下同じ。）の効力が生じます。ただし、機構が権利確定日前で新株予約権行使の申出を受けない一定期間において、お客様から新株予約権行使をお申し出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当</u></p>

新	旧
	<p><u>該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</u></p> <p><u>2.法律により外国人又は外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人又は外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申し出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受ける場合があります。この場合、当社は直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</u></p> <p><u>3.機構に預託されている単元未満株式（預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使により生じたものを含みます。）の買取請求については、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し買取請求書を提出した日に買取請求の効力が生じます。</u></p> <p><u>4.当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款の規定により管理することがあります。</u></p> <p><u>5.当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券の信託</u></p>

新	旧
<p>第11条（償還金等の代理受領）</p> <p>1.保護預り証券の償還金（混載保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社がお客様に代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p> <p>（削除）</p>	<p><u>財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該受益証券発行信託の受益証券への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）</u></p> <p><u>6.前5項の場合は、所定の手数料をいただきます。</u></p> <p>第13条（償還金等の代理受領）</p> <p>1.保護預り証券の償還金（混載保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払があるときは、当社がお客様に代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p> <p><u>2.預託転換社債型新株予約権付社債権の償還金（第6条の規定に基づき決定された償還金を除きます。）又は利金については、機構が代理受領したうえで、元利金支払事務取扱者を通じて当社がお客様に代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</u></p> <p>第13条の2（受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理）</p> <p><u>受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る配当又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。</u></p>

新	旧
(削除)	<p><u>第13条の3(受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使)</u></p> <p><u>受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。</u></p>
(削除)	<p><u>第13条の4(受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等)</u></p> <p><u>受益証券発行信託の受益証券に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。</u></p>
(削除)	<p><u>第13条の5(株主総会の書類等の送付等)</u></p> <p><u>受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び受益証券発行信託の受益証券に係る信託決算の報告書の送付等は、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が信託契約に定める方法により行います。</u></p>
第12条～第15条 第16条(解約) 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 (1)お客様から解約のお申出があった場合 (2)前条による料金の計算期間が満了したときに、保護預り証券の残	<p><u>第14条～第17条</u></p> <p><u>第18条(解約)</u></p> <p><u>次に掲げる場合は、契約は解約されます。</u></p> <p><u>(1)お客様から解約のお申出があった場合</u></p> <p><u>(2)前条による保護預り管理料の計算期間が満了したときに、保護預</u></p>

新	旧
<p>高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く）</p> <p>(3) 第<u>25</u>条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>(6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p>	<p>り証券・現金の残高がなく、必要な保護預り管理料の入金がない場合（但し、前条第3項の場合を除きます。）</p> <p>(3) お客様が第<u>26</u>条に基づきこの約款の変更に同意しない旨申し出した場合</p> <p>(4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>(5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が解約を申し出た場合</p> <p>(6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p>
<p>第<u>17</u>条（解約時の取扱い）</p> <p>1.前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。</p> <p>2.保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p>	<p>第<u>19</u>条（解約時の取扱い）</p> <p>1.前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。</p> <p>2.保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p>
<p>第<u>19</u>条（免責事項）</p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1)当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した上で、相違ないものと認めて、保護預り証券をご返還した場合</p>	<p>第<u>21</u>条（免責事項）</p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1)第<u>11</u>条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合</p> <p>(2)お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事</p>

新	旧
<p>(2)当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認できなかったため、保護預り証券をご返還しなかった場合</p> <p>(3)第<u>9</u>条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合</p> <p>(4)お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合</p> <p>(5)天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合</p> <p>第<u>20</u>条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）</p> <p>有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に關しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p>	<p>実があった場合</p> <p>(3)天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延し、又はできなかった場合</p> <p>第<u>22</u>条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）</p> <p>有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において決済合理法における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「振替法」といいます。）が施行されます。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に關しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p>

新	旧
<p>口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p> <p>第<u>21</u>条～第<u>22</u>条</p> <p>第<u>23</u>条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）</p> <p>当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「<u>株券等の保管及び振替に関する法律</u>」（以下「<u>保振法</u>」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。）第<u>2</u>条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第17号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)振替法の施行日（平成21年1月5日。以下「<u>施行日</u>」といいます。）の15日前の日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。</p> <p>(2)～(17)（現行どおり）</p> <p>第<u>24</u>条～第<u>25</u>条</p>	<p>第<u>23</u>条～第<u>24</u>条</p> <p>第<u>25</u>条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）</p> <p>当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、<u>保振法第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）</u>に該当するものについて、次の第1号から第17号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)振替法の施行日（平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「<u>施行日</u>」といいます。）の15日前の日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。</p> <p>(2)～(17)（省略）</p> <p>第<u>26</u>条～第<u>27</u>条</p>